

水質検査結果報告書

No. KM2500034551-A12-009

2026年3月18日

大桑村長 坂家重吉 様



JWWA-GLP092
水道GLP認定

国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関 第96号
建築物飲料水水質検査業務登録会社 第27号
〒390-1242 長野県松本市六三町西 4010-5

環境未来株式会社 総合検査センター

山梨検査センター 〒409-3845 山梨県甲府市流石町1-6-1
技術センター 〒385-0054 長野県上田市南1-6-2
北陸検査センター 〒920-0346 石川県金沢市藤江南1-7-1
東京検査センター 〒184-0003 東京都小金井市緑町4-6-32



依頼者	大桑村役場 建設水道課 上下水道係 長野県木曾郡大桑村長野880番地1		
採水日時	2026年3月4日 (13時30分)	受付年月日	2026年3月4日
採水場所名 (水道名等)	野尻簡易水道 野尻川向地区給水 上水		
採水者	環境未来株式会社		
天候	前日 雨 当日 晴	採水時の温度	気温 9.7℃ 水温 7.0℃

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準
一般細菌	CFU/mL	0	100 以下
大腸菌	—	不検出	検出されないこと
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下
塩素酸	mg/L	0.09	0.6 以下
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02 以下
クロロホルム	mg/L	0.007	0.06 以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.03 以下
ジブromクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01 以下
総トリハロメタン	mg/L	0.007	0.1 以下
トリクロロ酢酸	mg/L	0.006	0.03 以下
ブromジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.03 以下
ブromホルム	mg/L	0.001 未満	0.09 以下
ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08 以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.019	0.2 以下
塩化物イオン	mg/L	2.2	200 以下
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	mg/L	0.3 未満	3 以下
pH値	—	7.0	5.8以上 8.6以下
味	—	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5 以下
濁度	度	0.1 未満	2 以下
		-以下余白-	
判定	上記検査項目については、水道法の水質基準に適合しています。		
備考	検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。		
検査期日	2026年3月4日 ~ 2026年3月17日		
検査機関	環境未来株式会社 総合検査センター	検査責任者	部長 小林 路子
検査の方法	平成15年厚生労働省告示第261号		

水質検査結果報告書

No. KM2500034551-A12-011

2026年3月18日

大桑村長 坂家重吉 様



JWWA-GLP092
水道GLP認定

国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関 第96号
建築物飲料水水質検査業者登録番号第27号
〒390-1242 長野県松本市大字南木4010-5

環境未来株式会社 総合検査センター

山梨検査センター 〒409-3845 山梨県北杜市南木1-6-1

技術センター 〒385-0054 長野県上田市南10-2

北陸検査センター 〒920-0346 石川県金沢市藤江南1-7-1

東京検査センター 〒184-0003 東京都小金井市緑町4-6-32



依頼者	大桑村役場 建設水道課 上下水道係 長野県木曾郡大桑村長野880番地1		
採水日時	2026年3月4日 (12時30分)	受付年月日	2026年3月4日
採水場所名 (水道名等)	野尻水系 野尻上在郷地区給水 上水		
採水者	環境未来株式会社		
天候	前日 雨 当日 晴	採水時の温度	気温 9.8℃ 水温 10.0℃

貴依頼の試料についての検査の結果を次のとおり報告します。

検査項目	単位	検査結果	水質基準
一般細菌	CFU/mL	2	100 以下
大腸菌	—	不検出	検出されないこと
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.001 未満	0.01 以下
塩素酸	mg/L	0.09	0.6 以下
クロロ酢酸	mg/L	0.002 未満	0.02 以下
クロロホルム	mg/L	0.007	0.06 以下
ジクロロ酢酸	mg/L	0.005	0.03 以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.1 以下
臭素酸	mg/L	0.001 未満	0.01 以下
総トリハロメタン	mg/L	0.010	0.1 以下
トリクロロ酢酸	mg/L	0.006	0.03 以下
ブロモジクロロメタン	mg/L	0.001	0.03 以下
プロモホルム	mg/L	0.002	0.09 以下
ホルムアルデヒド	mg/L	0.008 未満	0.08 以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.038	0.2 以下
塩化物イオン	mg/L	2.0	200 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3 未満	3 以下
pH値	—	7.1	5.8以上 8.6以下
味	—	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常でないこと
色度	度	0.5 未満	5 以下
濁度	度	0.1 未満	2 以下
		-以下余白-	

判定	上記検査項目については、水道法の水質基準に適合しています。		
備考	検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。		
検査期日	2026年3月4日 ~ 2026年3月17日		
検査機関	環境未来株式会社 総合検査センター	検査責任者	部長 小林 路子
検査の方法	平成15年厚生労働省告示第261号		

水質基準・検査方法及び定量下限値一覧

検査項目	単位	別表第	検査方法	定量下限値	水質基準
一般細菌	CFU/mL	1	標準寒天培地法	-	100 以下
大腸菌	-	2	特定酵素基質培地法	-	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.0003	0.003 以下
水銀及びその化合物	mg/L	7	還元気化原子吸光光度法	0.00005	0.0005 以下
セレン及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.001	0.01 以下
鉛及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.001	0.01 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.001	0.01 以下
六価クロム化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.002	0.02 以下
亜硝酸態窒素	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.004	0.04 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	12	IC-PC吸光光度法	0.001	0.01 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.04	10 以下
フッ素及びその化合物	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.05	0.8 以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.1	1.0 以下
四塩化炭素	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.0002	0.002 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.005	0.05 以下
※ 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.04 以下
ジクロロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.02 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.01 以下
トリクロロエチレン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.01 以下
ベンゼン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.01 以下
塩素酸	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.05	0.6 以下
クロロ酢酸	mg/L	17-2	LC-MS法	0.002	0.02 以下
クロロホルム	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.06 以下
ジクロロ酢酸	mg/L	17-2	LC-MS法	0.002	0.03 以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.1 以下
臭素酸	mg/L	18-2	LC-MS法	0.001	0.01 以下
総トリハロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.1 以下
トリクロロ酢酸	mg/L	17-2	LC-MS法	0.002	0.03 以下
ブロモジクロロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.03 以下
ブロモホルム	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.09 以下
ホルムアルデヒド	mg/L	19-2	誘導体化-HPLC法	0.008	0.08 以下
亜鉛及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	1.0 以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	0.2 以下
鉄及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	0.3 以下
銅及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	1.0 以下
ナトリウム及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.1	200 以下
マンガン及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	0.05 以下
塩化物イオン	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.2	200 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	6	ICP-MS法	1	300 以下
蒸発残留物	mg/L	23	重量法	10	500 以下
陰イオン界面活性剤	mg/L	24	固相抽出-HPLC法	0.02	0.2 以下
ジェオスミン	mg/L	25	PT-GC/MS法	0.000001	0.00001以下
2-メチルイソボルネオール	mg/L	25	PT-GC/MS法	0.000001	0.00001以下
非イオン界面活性剤	mg/L	28-2	固相抽出-HPLC法	0.002	0.02 以下
フェノール類	mg/L	29	固相抽出-誘導体化-GC/MS法	0.0005	0.005 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	30	全有機炭素計測定法	0.3	3 以下
pH値	-	31	ガラス電極法	-	5.8~8.6
味	-	33	官能法	-	異常でないこと
臭気	-	34	官能法	-	異常でないこと
色度	度	36	透過光測定法	0.5	5 以下
濁度	度	41	積分球式光電光度法	0.1	2 以下
残留塩素	mg/L	-	DPD法	0.05	-

※ 「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」の略称です。

水質基準 : 平成15年厚生労働省令第101号

検査方法 : 平成15年厚生労働省告示第261号

水質基準・検査方法及び定量下限値一覧

検査項目	単位	別表第	検査方法	定量下限値	水質基準
一般細菌	CFU/mL	1	標準寒天培地法	-	100 以下
大腸菌	-	2	特定酵素基質培地法	-	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.0003	0.003 以下
水銀及びその化合物	mg/L	7	還元気化原子吸光光度法	0.00005	0.0005 以下
セレン及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.001	0.01 以下
鉛及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.001	0.01 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.001	0.01 以下
六価クロム化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.002	0.02 以下
亜硝酸態窒素	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.004	0.04 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	mg/L	12	IC-PC吸光光度法	0.001	0.01 以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.04	10 以下
フッ素及びその化合物	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.05	0.8 以下
ホウ素及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.1	1.0 以下
四塩化炭素	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.0002	0.002 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.005	0.05 以下
※ 1,2-ジクロロエチレン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.04 以下
ジクロロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.02 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.01 以下
トリクロロエチレン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.01 以下
ベンゼン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.01 以下
塩素酸	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.05	0.6 以下
クロロ酢酸	mg/L	17-2	LC-MS法	0.002	0.02 以下
クロロホルム	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.06 以下
ジクロロ酢酸	mg/L	17-2	LC-MS法	0.002	0.03 以下
ジブロモクロロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.1 以下
臭素酸	mg/L	18-2	LC-MS法	0.001	0.01 以下
総トリハロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.1 以下
トリクロロ酢酸	mg/L	17-2	LC-MS法	0.002	0.03 以下
ブロモジクロロメタン	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.03 以下
ブロモホルム	mg/L	15	HS-GC/MS法	0.001	0.09 以下
ホルムアルデヒド	mg/L	19-2	誘導体化-HPLC法	0.008	0.08 以下
亜鉛及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	1.0 以下
アルミニウム及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	0.2 以下
鉄及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	0.3 以下
銅及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	1.0 以下
ナトリウム及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.1	200 以下
マンガン及びその化合物	mg/L	6	ICP-MS法	0.005	0.05 以下
塩化物イオン	mg/L	13	イオンクロマトグラフ法	0.2	200 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	6	ICP-MS法	1	300 以下
蒸発残留物	mg/L	23	重量法	10	500 以下
陰イオン界面活性剤	mg/L	24	固相抽出-HPLC法	0.02	0.2 以下
ジェオスミン	mg/L	25	PT-GC/MS法	0.000001	0.00001以下
2-メチルイソボルネオール	mg/L	25	PT-GC/MS法	0.000001	0.00001以下
非イオン界面活性剤	mg/L	28-2	固相抽出-HPLC法	0.002	0.02 以下
フェノール類	mg/L	29	固相抽出-誘導体化-GC/MS法	0.0005	0.005 以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	30	全有機炭素計測定法	0.3	3 以下
pH値	-	31	ガラス電極法	-	5.8~8.6
味	-	33	官能法	-	異常でないこと
臭気	-	34	官能法	-	異常でないこと
色度	度	36	透過光測定法	0.5	5 以下
濁度	度	41	積分球式光電光度法	0.1	2 以下
残留塩素	mg/L	-	DPD法	0.05	-

※ 「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」の略称です。

水質基準 : 平成15年厚生労働省令第101号

検査方法 : 平成15年厚生労働省告示第261号